

幕末における長州藩部落民諸隊の活動

前田 朋 章

はじめに

本論文の問題意識は、幕末の長州藩において攘夷戦、討幕戦のために結成された多くの諸隊、とりわけ他の諸隊に比してより多くの制限を受けながら結成された部落民諸隊の活動を、「上」からの郷土防衛意識をかきたてられたとする人民諸隊の中で、反封建勢力としての解放闘争として位置付けることを主題としている。

いうまでもなく、部落民諸隊の活動が解放闘争であるとの位置付けは、布引敏雄氏の研究によってすでに著名であるが、それが水平社創立時より、「屠勇が自覚して社会的に活動せんとする」「嗚呼、屠勇、たとへ無意識であったにせよ、如何に日頃の鬱憤が晴れたであらう。賤民の集団

に名づけられた維新団の名は、遂に明治革命と共に長く我等を鼓舞するであらう。」「維新団の子孫よ、ハッキリと意識して大正水平期を劃さねばならぬ」として、部落民諸隊の活動が、早くから部落解放を願う人々によって、部落の輝やかなしい活動として記憶されていたのである。これが現在までの一貫した見方であることを確信するものである。

一、奇兵隊、諸隊の結成

奇兵隊結成の背景

幕末の長州において、攘夷戦、討幕戦のために多くの人民諸隊が結成されたことはあまりにも有名である。その中

でも奇兵隊はもっともよく知られている。

奇兵隊が結成された文久三年（一八六三）と言えば、將軍家茂が朝廷に五月十日を攘夷の期限とすることを奏上した年でもあった。この攘夷決行の命をうけて、長州藩では、五月十日、馬関海峡通過のアメリカカ船ペンブロック号を砲撃する。これをはじめとして、五月二十三日、フランス報知艦キャンシャン号、五月二十六日、オランダ軍艦メジューサ号を砲撃する。

六月に入ると、戦況は突然悪化し、まず一日にアメリカ軍艦ワイオミング号が、ペンブロック号の報復のため下関を砲撃し、長州藩龜山砲台は破壊され、長州海軍も大打撃を受けた。

次は、六月五日、フランス軍艦セミラミス、タンクレードの二隻が、キャンシャン号の報復のため、正面から前田砲台を襲い砲撃で同砲台を沈黙させると、多数のボートに分乗し、陸戦隊を上陸させ、村を焼き、砲台を一時的に占領する。

陸戦においても、海戦においても、長州藩の一方的惨敗であった。長州軍の装備は、戦国時代の軍隊を一步も出ないものであり、まして、三百年近くの太平の世に慣れ、実戦の経験もなく、武力の差とはいえ、この敗戦で藩当局をはじめ、一般の町人たちもひどく期待を裏切られたのである。

農民から年貢を絞りとり、ただ米を食い、身分制の上にあぐらをかいて、威張りちらして生きてきたのも大事のとき生命をかけて戦う武士だからこそであり、それが、いざというときにはこの有様である。太平の世に慣れた武士階級の無力さが民衆の前にあますところなく暴露されたのである。

萩ノ家中ハ下関ニテガチャ々々致シ候者逃支度在ル身ヲ見テ、町人百姓迄ガ武士ト申ス者ハアノ様ニ弱リテ役ニ立ヌモノ歟ト皆々大ニ齒ガミ致シ候由

こうした長州藩敗戦の後、六月六日に高杉晋作が下関に登場する。このようすを『奇兵隊日記』の冒頭には、

「公（敬親）、これを聞いて大いに怒る。高杉晋作を召していわく、汝策ありや、晋作答えていわく、願わくば馬関のことをもって臣に任せよ。臣一策あり。請う、有志の士をつのり、一隊を創立し名づけて奇兵隊といわん。しかれども、もっぱら奇兵のみをもって従事するにあらず。奇兵の中また正あるなり。いわゆる正兵隊は総奉行の兵あり。これに対して奇兵とせんと。公、喜んでこれを許す。ここにおいて高杉晋作馬関にきたる。時に六月六日なり。」⁽¹⁾とするされている。

要するに世禄の武士団に対して、有志の隊を結成しようというのである。六月七日、高杉が藩あてに提出した報告

書には、次のように記されている。

- 一、奇兵隊之義は有志之者相集り候に付、陪臣雜卒藩士を撰ばず、同様に相交り専ら力量をば貴び、堅固之隊相調へ可申と奉存候
- 一、奇兵隊人数、日々相加候に付而は、是迄小統内も有之、又は小吏相動候者も有之候へ共、畢竟、夫不可奪候へば、是等も拒み趣に御座候、素より御組立之人数内を是より相招は不仕候へ共、自然奇兵隊望參候はば、隊中へ相加可申と奉存候
- 一、此往き毎合戦銘々勇怯も相頭可申に付、日記具に相調可差出候間、賞罰之御沙汰陪臣輕卒藩に抱らず速に相行れ候様仕度奉存候
- 一、隊法之義は和流西洋に不拘、各得物を以て以接戦仕候事

(傍点前田)

そして、六月八日には、早くも奇兵隊が誕生する。その名の通り正に対する奇として、武士のみにとどまらず、士農工商のフクを超えて結成され、世禄の武士たちの中からも身を投ずる者があつたが、それらの多くは陪臣と呼ばれる下級武士であつた。当時の幕藩体制を支えた厳しい身分制度のもとで、被支配民衆に武装を許すことは考えられないことであつた。

晋作が奇兵隊結成を考えた事は、文久二年(一八六

二)に上海へ渡つた事が大きく影響していると考えられる。彼の手記『遊清五録』のうち「長崎淹留雜録」の一部に、

「私は彼(米人牧師)にたずねた。日本は士官と土民とに階級が分かれているが貴国はどうか、と。ムリヤムスいわく、わが国は土民が分かれるということはない。國王となつても、また土民に帰る者がおり、逆に土民から國王になる者もいる。すなわち合衆国の元祖親頓(ワシントン)は、はじめは土民であり、ついに大統領となり、のちまた土民に帰り、また再び國王となる。これは一例にすぎないが、要するに士官と土民が区別されるということはないのである。」とある。

このことによつて、身分をこえた軍隊の編成を思いつき、彼が上海にいた頃は、ちょうど太平天国の乱のまっただ中であつた。清国王朝はその乱を鎮圧するために外国の軍隊を導入するが、そのことにより清国の主権が侵され、まるで植民地ようになっており、放っておくと日本もそうなるのではないかという一種のあせりではないだろうか、又、このことからくる郷土防衛意識も多分にあつた。これらが晋作に奇兵隊を結成させた理由であると考えられる。奇兵隊の名の由来は以下のようなものである。

奇兵隊对惣奉行之正兵而名焉、蓋非專事奇、奇兵中亦有正、有也

『奇兵隊日記』

又、高杉は「兵に正奇あり、戦に虚実あり(中略)常に奇道を以て勝を制するものならば、命するに奇兵隊の称を以てせんと、衆皆善と称す」(防長回天史)と言っている。しかし、奇兵隊の名は高杉のオリジナルではない。その師、吉田松陰は『講孟余話』の中で「兵は正中に奇あり、奇中に正あり、正あるいは時に奇となり、奇あるいは時に正となる」と説いており、案外奇兵隊という名の由来は、このあたりにあるのではないだろうか?

この時代にあつて松陰という人は唯一の革命家、変革者であつたと言つていい。常々、正に対する奇として民間在野の人々の存在、その行動に期待し、そこそが人民解放につながると思つていた。いわゆる「草莽崛起」論である。諸隊編成には、そんな願望もあつたにちがいない。

こうして、文久三年六月八日に奇兵隊が結成され、これにつづいて、荻野隊、鷹懲隊、集義隊、遊撃隊、八幡隊、南園隊、鴻城隊、第二奇兵隊などの多くの諸隊が結成された。

しかし、現在では「諸隊」のほとんどが忘れさられ、あ

るいは抹殺されて、奇兵隊が「諸隊」の代名詞のようになっているのは不思議なくらいである。

奇兵隊内部の序列

身分、階級を超えて結成された奇兵隊であっても隊規は厳しかった。

- 一、軍中法令を作る如左
法令
- 一、諸隊士は令を伍長に聞き、伍長は令を惣督に請け、一隊一和肝要たるべき事
- 一、陣中狼に他行不可為、若不時之節出合せ候者有之、其場合在合さる輩は可為不覚候事
- 一、酒宴、遊興、淫乱、高声為禁止候事
- 一、喧嘩口論都而無用之雜言可為停止、若計謀策略建言可致筋は其伍長より総督え可被申達候事
- 一、陣中敵味方強弱批判停止之事

高声もいけない、敵(味方)の批判もいけないというのはいかにも厳しい。

諸隊の隊員たちは何々隊と肩章をつけたが、その袖印は士分格と庶民では絹と晒布の差がつけられ、服装その他にも士庶の差はあつた。そして、奇兵隊においても、武士社会

の身分差やイデオロギーがもちこまれる。高杉自身も隊の中で士農工商の区別を廃したのではなかった。隊員の「袖印」や「服装」によって「諸士庶夫之差別」がつけられ、戦死者にも「士庶」の区別がつけられていた。

さらに隊員処罰の基準も「武士道」によっていて、「名聞」「身分」が強調されていたから、けっして、奇兵隊をもって単に、身分階級を超えた人民解放、松陰の言う「草莽崛起」の諸隊とみることはできない。多くの面で限界があったといえる。

排除された被差別民衆

「門地なく、貴賤なし」といわれ、身分、階級を越えたとは言うものの、士農工商のワクの外、身分外の身分に置かれていた穢多、非人（長州藩では宮番、茶洗（釜）も含む）に偏見を持っていて、かたくなに入隊を拒絶し、門戸を閉ざしていたのである。（現在、もっとも詳しい研究書として小林茂著『長州藩明治維新史研究』がある。その中に奇兵隊隊士構成の内訳がまとめられている。それによると、士二七二人、農二三七人、町二五人、神・僧二五人、不明六三人あるが、この不明六三人の中に被差別民衆が含まれていた可能性はまったくないと言ってよく、記録も残されていない。）

それを表わす史料として、慶応元年（一八六五）一月初旬、まさに藩内戦（長州藩俗論派対高杉晋作奇兵隊正義派）が行われようとしている時、高杉晋作が御楯隊総官太田市之進（のちの御堀耕助）らにあてて送った檄「討奸敵」が挙げられる。

全体初癸亥（文久三年）之事、藩主攘夷之事を謀るや、生謂らく今日之國勢に當り、肉食之士人等皆事に堪へず、故に藩主に乞ひ、親兵を編せん欲ば、務めて門閥の習弊を矯め、暫く穢（多）非（人）之者を除外、士庶を不問、俸を厚くして専ら強健之者を募り、其兵を駆するや、賞罰を厳明にせば、統之凶惡無頼之徒と雖も、之が用をなさざるといふ事なし。

（傍点）（前田）

つまり、文久三年、藩主が攘夷のことを謀った際、自分は今日の時勢に当たり、今の武士らではこの難局にたえきれないと思う、と進言、藩主が親兵を編成しようとするなら、つとめて門閥の習弊をなおし、しばらく穢多非人の者を除いて、士庶を問わずに処遇を厚くして、もっぱら強健の者を募り、その活動によって賞罰を厳正にすれば、たとえ光陰無頼の徒であっても大いに活用できるであろう、と高杉は述べている。ここに高杉の意図するところが、明確に出ている。「暫く」とは一体いつまでなのであろうか、

藩の危急存亡の時であっても、なおまだ部落民を奇兵隊の構成から意識的に外している。部落民を排除したことから考えて、もちろん、非人や宮番、茶洗（釜）も含まれていなかったといえよう。

他にもう一例を挙げると、元治元年（一八六四年）七月十一日付の『奇兵隊日記』には、ある衝撃的な記事が記録されている。以下は河内市之助という隊士が幹部南野一郎から処刑された覚書の一部である。

覚

小郡才判上郷庄屋森重安二郎存
内畔頭源吉組

河内市之助事

宮番

市惣

右之者事、宮番之身分として庄屋畔頭并名前を偽、入隊致候段不謂二付、只今手討二致し候、此段御届致候以上

（元治元年）

七月十一日

狙撃隊々長

南野市郎

書記各中様

藤村太郎

判

別紙唯今藤村太郎より届出、且自分慎居候二付、不及其儀候段相授候間、御承知可被成他候、己上

宮番という賤民視された身分を隠し、所属する庄屋、畔頭の名をいつわり、市之助の偽名を使ったため、下関の奇兵隊に処刑されたのである。

ここに下からの御一新（世直し）を望み得なかった明治維新の裏面史をみることで、できないであろうか。こうして、被差別民衆は諸隊から入隊を拒まれ排除されていた。しかし、彼らは独自の隊を編成する（決して下からの編成ではないが）。それは、「維新団」「一新組」「山代茶洗中」「上関茶洗隊」（慶応二年（一八六六）三月六日夜、第二奇兵隊により弾圧、解体）で、部落民諸隊は「維新団」「一新組」として活躍し、維新団は熊毛郡の屋勇（穢多）で構成され、遊撃隊に属し、一新組は佐波郡三田尻の部落民で構成され、御楯隊に属していたのである。

二、吉田松陰と部落問題

高須久子のこと

幕末の長州において、後で言われる「維新の元勳」が多く輩出したが、それらの多くは松下村塾系グループであり、その理論的指導者は吉田松陰であった。その松陰が、革命家、変革者として、どれだけの人権意識を持っていたのであろうか。

松陰と人権問題の接点と言えば、被差別身分であった宮番登波の物言「討賊始末」がすぐに連想されるが、何らかの地下なくしてすぐに「討賊始末」があるわけではない。松陰と「討賊始末」を結びつけ、かつ、人権問題（とりわけ部落問題）に理解を示す理由となったものは何か、それは、彼の実弟杉敏三郎が「ろうあ者」であり、今日以上に厳しい障害者差別を受けていたであろうこと、又、野山獄にいた唯一の女囚高須久子との出会いであると考ええる。

松陰は安政元年（一八五四）三月二十七日夜、金子重輔と共に下田沖に停泊中のアメリカ軍艦にのりこもうとして失敗し、国禁を犯したものとて萩の野山獄に十月二十四日に入った。この獄中には十一人の囚人がいたが、唯一の女囚として高須久子がいいたのである。高須久子については『吉田松陰』所収の「関係人物略伝」に次のように書かれている。

三味線好きの久子が、時折「穢多」を呼び入れ、人形つかいや三味線弾き、「流行歌」などをやらせたことが、しだいに近所にも知れ、親類内にも知られる所となったのである。

これらの久子の行状を知って高須家の親類達は久子を「心乱之唱ニして致始末」とすることによって高須家という家を守ろうとしたのであり、それは同時に当時の被差別民衆（とりわけ部落）に対する差別が厳しかったことを示している。

藩当局は、嘉永四年（一八五二）六月から十一月にかけて事情を聴取し、勇吉と弥八を召し捕らえて牢舎に入れ、翌五年二月五日、久子には野山獄入を言い渡したのである。その裁許の理由は、

穢多之者取扱候儀ハ仮令凡下たり共嚴重相阻候処、三味線一凶ニ心を移し、身柄乱情之所ニ而、穢多之者江相凶を定、夜夢隠密々之参会、尚自身呼ニも参、飲食寝泊商物贈答、都而平人同様之令取扱候付、終二者令密通候之杯と、古今稀成世上取沙汰ニ逢、親族之面皮も無之次第、女儀とハ乍申、諸士として非法之至、其科難遁候、依之野山屋敷差越候之事とされている。

このような久子と松陰は獄中での詩のやりとりと何らか

高須 久 安政元年松陰が野山獄に入りたる時の同囚にして獄中唯一の女囚なり、当時三十七歳在獄二年なりき、藩士高須某の妻なりしが、寡居後、素行上の罪ありて投獄せらる。松陰はこの女性をも獄中教化運動に導き入れたり、往復の和歌数首あり

（傍点前田）

この高須久子の「寡居後素行上の罪」が問題なのである。久子は生来陽気な性質で三味線を好み、しだいに浄瑠璃の京歌、あるいはチョンガレなどの「流行歌」に凝りはじめた。

これらの諸芸能は、当時被差別民衆が担っていた。ここに久子と被差別民衆である「穢多」との接触がはじまる。特に親しくなった部落民の弥八と勇吉であった。久子は彼らと親しくなるにつれて家に入れて茶を飲ませ折には座敷に通して酒飯をとらせたり、深夜に及ぶと翌朝に帰らせたりもした。当時の厳しい身分制度のもとにおいて、穢多身分のものと武士の妻とが寝食を共にするということは考えられなかった。しかし、久子が食器や夜具を家族用のものと混用したことがないと供述していることから、まったく差別意識がなかったと言いつけることはできないが、れっきとした大組の士の妻の行動としては、当時の社会意識のワクを超えていると言わざるを得ない。

のきっかけて知り合い、その話を聞いて興味をもった。松陰と部落問題を結ぶものとして高須久子の存在があり、その延長線上に「討賊始末」があるのである。

「討賊始末」——松陰の人権意識——

革命家としての松陰は、しいたげられている者、差別されるものと同じ人間とみる姿勢があった。それは安政四年（一八五七）に書かれた「討賊始末」に代表されている。長門国大津郡向津具上村川尻浦、山王神（社）宮番幸吉の妻、登波のことを松陰は書いたのである。宮番と言えは長州藩では被差別身分であって神社に隷属していた。

物語は、大要次のとおりである。枯木竜之遊が登波の妹の松との離縁話に恨みをもって、登波の父甚兵衛との弟の勇助を殺し、妹の松と夫の幸吉に重傷を負わせた。そこで、登波は廃人同様になった夫の看病に日夜を送っているが、幸吉のすすめもあって父と弟の仇を討つべく出発する。

彼女は、山陰を津和野、浜田、大森と通過して広島あたりのおくり、近江、美濃、伊勢、紀伊をまわって河内、大和と近畿地方をくまなく探しながらついに関東から奥羽にまで、そのあとを探してゆくのである。

そして最後に、その枯木竜之進が九州の彦山に居ることを確め、ようやくのこと代官所へ仇討願いを出すことになる。しかしながら、役所ではこの時代に仇討はどうかとの意見が強く、それは却下されるが、それによって竜之進は罪状追及され、逃れぬところと自刃してしまふのである。

のち安政三年（一八五六年）十月、毛利藩が孝子、節婦を表彰して、藩内の人心をひき立たせようとするとき、登波も他の二人ともに表彰された。

松陰が『討賊始末』を書くきっかけとなったのは、当時の大津郡代官周布政之助が官番登波の顕彰碑設立を計画し、その碑文の執筆を松陰に依頼したからである。

周布自身、顕彰依頼をしたものの「烈婦登波碑銘の稿既に成りしが、藩政府官番を良民に齒する先例なきを以て其議遷延し、未だ先考の建言を容認するに至らず是に於て建碑のことまた姑く停止す、安政戊午の冬、藩政府特に登波を良民となし」とその伝記に記されている。登波は安政三年（一八五六）、孝婦として表彰され、同時に平民の列に加えられた。登波が良民となったということは、被差別身分というものが政治的意図によって作られるということを示している。

松陰の弟子であり画家でもあった松浦松洞によると、安政四年（一八五七）九月、登波は夫幸吉の死所を確認のた

め石州津和野へ往く際、松陰宅を訪れ会っている。その時、登波が杉家の台所に座って挨拶すると松陰は招いて登波を座敷に通して、一泊させその話を聞いた。そして、紙を出して揮毫まで求めたが、登波は自分の名のみしか書けなかったが、松陰はこれに「この二字（登波）大津烈婦自らその名を書きたるなり、實識」と後記し、「成る程、寡言沈黙、壯貌丈夫の如く、常に鋭利な懐剣を離さなかった、その話を聞くに感慨悲愴、声涙ともに下る。」と言ったという。

このように、松陰は、弱き者、しいたげられ、差別を受けている者に対しては深き理解者であったと言える。

その他に、「東北遊日記」でも、

龍飛崎の近地に五村あり、上宇鉄、釜沢、六十間、筆島と日ふ、戸数共に六十許り。其の人物舊くは蝦夷人種に係りしも、今は則ち平民と異るなし。夫れ夷も亦人のみ、教へこ之れを化さば、千島、唐太も亦以て五村と為すべきなり。而るに奸商夷人待つは、則ち蓋し人禽の間を以てすと云ふ。噫、惜しむべきかな。

とアイヌ人に対して人間として扱おうとしない悪徳商人に対して怒りさえおぼえている。また『回顧録』では、下田から江戸へ護送される途中に

江戸より我輩を迎へに来る者、同心二人岡引五人な

り。足にはほたを打ち、身には綱を掛け、手に手錠を卸し、遠丸かごに乗す。宿に就けば、番人別四人、内一人づつ非人なり。（中略）宿にて番人寝ずの番をなす故、亦為めに大道を説き聞かすること下田の獄に在る時の如くにして、更に快なり。余生来の愉快、此の時に過ぐるはなし。（因みに云う、三島にて非人三四人出づ、皆年少気力ある者、余が話を聞きて大いに憤励の色あり、去るに臨みて甚だ恋々たり。総べて東国の非人は鑿剣を学び、劍客等と交はる、又数々大盜と取結ぶものあり、其の気観るべし。

と差別されている人達を少しもいやしみの眼で見えていない。

革命家として松陰はこの様な人であった。差別が合法化された江戸時代において、被差別身分の人々に対して同じ人間として（それ自体、現代では当り前のことであるが）接した吉田松陰は、幕末においてはやはり特筆すべき人物である。

高杉、木戸の人権意識

前述したように松下村塾の師吉田松陰は、被差別民衆と同じ人間として接したが、それでは門下の塾生の人権意識はどうであったのか。周知の通り、村塾の四天王のひとり

であった吉田稔磨は屠勇取立方に任ぜられたし、冷泉雅次郎（のちの天野御民）は自ら隊長のなり手のなかつた部落民諸隊の一新組の隊長をかってたりした。歴史上有名な高杉晋作、木戸孝允らほどのような人権意識を持ちあわせていたのであろうか。

これら二人に差別意識を見つけ出すのは容易である。高杉晋作は前述のように奇兵隊結成に際して、被差別部落民を意図的に排除していたし、前田孫右衛門宛の書状において、奇兵隊創立にあたっては武士よりも農民、町人の方がはるかに見込みがあると述べた後で、彼はその心中を「見渡せば穢多も乞食もなかりけり、吉田の里の秋の夕暮れ」と表現している。この「穢多も乞食もなかりけり」という表現が、差別意識の不在を証明するものでなく、完璧なまでに差別意識を持っていたことが明らかである。「吉田」は奇兵隊の陣屋があった所の地名で、奇兵隊には穢多も乞食もないんだと高杉は言いたいのであらう。

また歴史上有名な慶応元年（一八六五）の功山寺決起の時、有名な差別発言を発するのである。無謀だという奇兵隊総督の赤根武人に対して、

君等ハ赤根武人ニ欺瞞セラレタル者カ抑武人ハ大島郡ノ一土民ノミ何ソ国家ノ大事両君公ノ危急ヲ知ル者ナランヤ君等ハ予ヲ何ト思フヤ予は毛利家三百年來ノ世

臣ナリ豈武人カ如キ一土民ノ比ナランヤ⁽²⁰⁾

当日の高杉は「酒ヲ沽ヒ肉ヲ添ヘ頻リ杯ヲ傾ク暴吟放歌傍若無人⁽²¹⁾」で「怒ルカ如ク恨ムカ如ク叶スルカ如ク嘲罵スルカ如シ」であったという。

高杉晋作研究で有名な奈良本辰也氏はその著『高杉晋作』(中公新書昭56年)においては「彼(高杉晋作)は赤根をのしりつづけた。」とのみしか書かれておらず、人権という視点からみると、そののしった内容が問題なのであって、酒を飲んだからこそ晋作の本音が出たのであろう。同じく『部落はなぜ残ったか』においても「奇兵隊に参加したものは力士もあれば僧侶もあり、漁夫もあれば獵師もあった。もちろん部落民の参加もなされたのである。」「奇兵隊の総管高杉晋作は、つねづね部落民の娘を嫁にしたいと言っていたということである。」「部落民がまず長州の奇兵隊のなかに自己を見出したということは極めて大きな意義があるであろう。」と述べておられるが、前述のように奇兵隊には部落民は入隊を拒絶され、排除された。たし、高杉晋作研究の必読書である『東行先生遺文』を讀んでみても、高杉が穢多の女房をもらいたいななどと言っていたという記録もないし、彼の意識からは想像もできない。事実無根、史実無視も甚しい。私が部落民諸隊に「解放」の望みを託すのと同じように、奈良本氏も高杉晋作、奇兵

隊に望みを託すのであろうか。

また高杉同様、木戸孝允にも差別意識は存在しており、八・一八政変の衝撃をうけ「生死ハ不及申乞食ト相成候ト、毛織多ト相成ト、モ二州丈ケ之勤王之思食灰ト相成候テハ決テ不相濟⁽²²⁾」というように、差別感には如実にあらわれている。

このように、高杉晋作、木戸孝允の人権意識、对被差別民観はこのようなものであり、裏をかえせば松陰の人権意識(思想というべきか)は継承されず、人権に限っていうならば、彼らの意識は時代の限界というよりむしろ個人の限界といえるだろう。寺尾五郎氏は、『革命家吉田松陰』において「松陰の継承者と背教者」という言い方をされているが、人権意識という点において高杉晋作は背教者であり、吉田松陰(後述)は継承者と考えるのは早計であろうか。

三、吉田松陰と屠勇取立

松下村塾と吉田松陰

吉田松陰が松陰に弟子入りしたのは安政四年(一八五七)十一月二十五日、十六歳の時である。彼が松陰を名乗

れるようになったのは文久三年(一八六三)七月六日付で、二人扶持および年二石四斗を給されてからで、それより以前は栄太郎と呼ばれていた。

彼の師松陰は彼を評して「頑質」であり、又、「実甫(久坂玄瑞)の才は縦横無礙、暢夫(高杉晋作)は陽頑、無逸(松陰)は陰頑、皆人の質取を受けず、高等人物なり」と述べており、目立ちすぎる「陽」の高杉に比べれば、松陰は陰であるとしている。

彼(松陰)に関する資料は現在の所皆無に等しく、残念でならない。ただ、高杉晋作、久坂玄瑞、入江九一とならんで松下村塾の四天王のひとりと言われた彼が、松陰から「討賊始末」に流れる人権思想を継承したのではないかと推測するのである。

村田清風と吉田松陰

幕末における尊王、攘夷運動が激化していく中において、長州藩では攘夷を決行し、対幕府戦争へと追いこまれる。それにもない兵力の絶対量が不足し、奇兵隊(諸隊)でよく知られるように農町人の兵士登用も計画され、実行される。

屠勇(被差別部落民)の兵士取立てを最初に考えたのは、天保の藩政改革で有名な村田清風である。彼は来たる

べき攘夷戦を予期して被差別部落民の登用を計画する。

「長夜の寝言」において「僧巫雑戸のものとも使令すへし、鉦鼓にても鳴らしむへし、戎狄は犬猫に比すれば、雑戸の者にあたらすへし」(傍点前田)「雑戸の者といえども、一小口を別に渡し禦せしむへし」(御国手当惣論)、
「一雑戸の者も遣ふべき事」(海防事)というように濃厚な差別意識の保持者であって、部落の解放などは彼の意識の中には探せない。

しかし、吉田松陰は部落民の解放への意欲を理解し、くみあげて、被差別部落民隊の結成へと導いた。

文久三年(一八六三)四月頃、松陰は兵数増のために「穢多」の兵士取り立てを建築する。意見書は現在知られていないが、その概要を示す書簡が残っているので、少し長いが次に示す。

先日蕪稚の草稿一冊、九市迄差出候処、豈不凶執事之内密差出申候由、汗顔の至奉存候、乍去主意におゐて毫も相違仕候無之、偏に兵数を増候儀に御座候、愚存に八方今兵数定額巨多候得共、精選候時ハ夷ニ言甲斐もなき有様に御座候、依て早々沙汰被為成、実用に適し候様御配慮肝要奉存候、され共其弊に至りてハ農時を奪ひ重ね候気方には参り兼可申と存候、右の場合ニ候得は農は減少スベカラズして、兵亦益々増加すべし、

左候に依て浮食の徒を沙汰するより外ニ方策無之、浮食大低軟弱不可用ニ候、僧侶山伏虚無僧陰陽師ト筮等之類ハ、政教嚴明漸を以民心に徹底候様取計、氣長く御導き候ハ、無難ニ本ニ反り御役ニ相立可申候、先日御覽の書中に申上候穢多生之儀ハ、是迄良民ニ不齒、多年鬱屈罷在、宦(官か)の御用も候ハ、と、相待ち願居候内情推察すへき儀奉存候、追々農兵御取立願ニ御世話被為在候得共、農民等ハ大ニふはづみにて難儀ニ心得居候哉ニ風評も有之由候、依て農兵員數被為減、穢多杯兵ニ被取立、右兵糧小々充農より被為取候ハ、一挙兩利之御計ひと奉存候、是と申も苛く上より被為命、是非兵卒ニ相成候様にと被仰出候てハ此事難被行候間、有志之穢多非人御用ニ相立度願出候者ハ御免被成、兵卒ニ御取立、其名を何とか改め、其格を本格より一層高くし、目覺敷はでニ装はせ、給金相応にあてがひ候ハ、我勝ニ部伍に入らん事を願ひ出可申と奉存候、農兵も苛く不被為促有志の者勝手次第願出候様被仰付候ハ、却て都合宜敷様奉存候、且又勢と申ハ未だ尽ぬ内ニ仕替不申てハ不叶候、然レハ江戸參勤交替ニても今数十年已時に廢セラレナバ、江戸之權略不可測奉存候、而ルニ勢イ尽キ形ヲ見ハレテ後行はれ候事故、愚天惰夫も左程驚歎致シ不申、星移物換

この意見書の一部によると「偏に兵数を増」やすため被差別部落民の登用を考えたことは明確であり、被差別部落民はこれまで深刻な差別下におかれていたため、「良民に不齒多年鬱屈罷在」という状況であり、彼らの内から兵を募り「其名を何とか改め、其格を本格より一層高くし、目覺敷はでに装はせ、給金相応にあてが」うことを条件にしていることを見れば、被差別部落民の解放を求めるエネルギーを利用しようという稔慮の意図するところを見ることが出来る。そして、「穢多非人を永久屈伏セント欲セバ、今ノ時ニ当リ速ニ兵卒に御仕立アルニ若クハナシ」のように、稔慮は被差別部落民の潜在する強力なエネルギーを鋭敏に感じ「後害ニ不至方策」として「屠勇取立」を建築しているのである。しかし、村田清風の屠勇取立との相違点は、稔慮がえた、ひにんを人間として認め、その人倫性を評価している点である。

幕末における解放理論としては、加賀藩士千秋藤篤の「治穢多議」が評価されているが、吉田稔慮の「屠勇取立」が維新団、一新組として実を結んだことを考えると、幕末における制限付きの解放論として評価できるであろう。

当時、徳山にいた稔慮は父母に対して、

右屠勇取建方引請にして僉(詮)議被仰付候事

候得ハ揚ルモノ抑へ、鬱するもの発し、屈するもの信(忍)ぶ、今や穢多非人積習ニ籠セラレ、人間ニ踞踞罷在得共、天下ハ活物、智は智ハ愚を駁露シ、仮令は一戦敗北ニ及ヒ候ハ、彼等人間ノ恐懼スルニ不足を認トメ、義兵を挙て幸ニシテ勝を得候ハ、其時こそ垣ノ内にては無之か、天よりは今の内チ被差許、惣督被付置候はゞ、前件の憂も無之、彼等ヲ以て敵を動カシ、其所に因テ勝ヲ後ニ要セバ、我逸シテ勝を得、彼先ツ勞シテ勝ヲ取ラエズ、勝ヲ得ルモノ權アリ、否ゲルモノ伏ス、依之観之候時ハ、穢多非人を永久屈伏セント欲セバ、今ノ時に当リ速ニ兵卒ニ御仕立アルニ若クハナシ、先日も認候通後害ニ不至方策ハ、如何様ニモ其術出来申事ニ付、農ニ兵を寓し候様御計ひの義ニ有之候、方今遊民沢山ニシテ務本ル農民甚稀少ニ候、治世之久き農畝を離れ、争て末ニ走り候其極弊米粟之數物価騰貴ニ候、凡て富国之政ハ兵工商之浮食を抑へ減し候て、其本たる農民を増し揚給ふニあり、而レトモ今時ハ外寇蟄集四辺騷擾之折柄ニ候得ハ、兵ヲ増し鋒ヲ鋭するニあり、此時ニあたり古人ハ能兵ニ農を寓し屯田と申候へ共、只今走末の折柄迎も人情苦に苦を(後欠)

(傍点前田)

此役目ハ、私此春帰リ候節上え申上候事にて、穢多の中よりつよいものをえらび、軍の御用ニ立候様との事に御座候、此事に付いてハ何もかも引請候てはら一ぱいの事出来、誠ニ難有仕合、誠ニ々々御よろこび被遣候、只今長や(屋)の善との被參候付、此書状のみ申候、先は又々申上參せ候、めてたくかしく

七日

栄太郎事

年麻呂

徳山にて

母上様

此分ハ人にハ御見せ被成ましく候、以上尚々御用心專一奉存候、私御役目の事も先ハ御かくし置可被遣候、穢多共え御沙汰無之内に世上えしれ候てハあしく御座候、

此間より久保同道にて湯田之湯入りニ參申候⁽³⁰⁾と手紙を出しており、これを読むと、稔慮自身取立方に任ぜられた喜びと、それを口外しないように言っている。やはり被差別部落民の兵士登用を考えると、このことだけでも偏見の目で見られたのであろう。

彼(稔慮)の建築はみとめられ、七月七日屠勇取立方に任ぜられ士雇いとなった。

亥七月七日
及御聞

士御雇
栄太郎事
吉田稔磨

右、屠勇取立方引受にして僉議被仰付候事
右之通沙汰可仕候

但、稔磨事は最前栄太郎と申シ、組之者にて余程有志之者ニ付、士御雇ニ被仰付候此者事候、兼て軍役之内穢多共を御用被成候ハ、一廉可相働との見込有之仕法旁工夫仕居、至極実着之儀ニ付、本文之通被仰付、可然仕法旁は追々可奉伺候

(部寄)

しかし、屠勇取立方に任せられた稔磨は自らは一度も維新団、一新組の先頭に立って指揮することなく、元治元年(一八六四)、京都三条小橋、池田屋にて会談中、壬生新撰組の襲撃をうけ闘死するのである。

現在、萩の吉田稔磨の生誕地の跡に立てられた案内板には「未解放部落の人々を組織して自ら屠勇取立となる」と彼の業績がしるされている。

四、部落民諸隊の活躍

(部寄)

このようにして他の諸隊と時を同じくして、被差別部落民諸隊が結成されるが、やはり多くの制限が付けられ、被差別部落の志願者のうち、強壮のもの、勇氣あるもの、早道のもの、才智あるものを選び、一村およそ一〇〇軒に五人という割合で「えた」の名目をのぞき、帯刀と胸腹着用を許すというものであるが、制限付きであるとはいえ「解放」への第一歩を踏み出したと言える。又、同様の布達が徳山藩においても出されている。

更に翌年の元治元年(一八六四)七月七日には「御国中において穢多非人之内強壯之もの相撰申出候様被仰付候事、但年齢を茂付出し被仰付候事」と藩命が下った。まさに京都蛤門の変の前夜、長州藩兵が国司信濃、福原越後、益田右衛門介の家老らに率いられ上京しつつある最中であり、絶対的な兵力不足を補うためのものであった。非常時であればこそ、藩権力自ら封建的身分秩序を捨てざるをえなかったのである。

こうして、元治元年(一八六四)八月八日三田尻において一新組が結成される。

- 一、同年(元治元年)八月八日、田島中ノ関におりて、佐野、久淵穢多遣方之儀、報国団総管より兼帯ニ被仰付、奉長入御受申上候事

部落民諸隊の結成

吉田松陰の弟子であった吉田稔磨は、封建的身分秩序のもとでは注目に値する「屠勇取立」を建築し、文久三年(一八六三)七月七日、稔磨は「屠勇取立方」に任せられ、一〇日には藩内の被差別部落に対して、その住民の兵士登用が初めて布達される。

垣之内

右、今度異賊打払被付ては、垣之内壯年之者、戰場罷出度相願候者之は、兼て心得宜敷、左之科目ニ相叶候者之義は願之通被差免、穢多之名目被差除、平常一刀并胸腹をも可被差免候、尤老村凡百軒二五人之外、不被差免候事

強壯之者 勇氣之者
早道之者 才智ある者
右之趣を以沙汰被仰付候條、願書差出候ハ、於郡奉行座、篤と僉議之上行状書相添、当月中を限、山口御手当方之差出候様被仰付候事

亥
七日

亥七月十日、刺賀左兵衛(惣鉄砲頭カ)え渡之、諸郡えも廻達相成候様授之

- 一、同八月九日、穢多共地雷火掘込道塞き路開き等之引当ニして出張被仰付九日引払被仰付候事(中略)
- 一、慶応貳寅ノ七月、佐野、久淵両村屠卒三拾六人世話仕、御楯隊へ相属し芸地罷越、御楯隊より司令司冷泉様(冷泉雅次郎)諸共、戦争番兵共濁々相動候事

- 七月廿八日大野
- 八月二日 松ヶ原大野口
- 八月七日 朝懸ヶ松ヶ原大野口

(時政龜藏覚書)

もうひとつの部落民諸隊の維新団は、慶応二年(一八六六)六月頃結成される。同じく被差別身分である茶洗も慶応元年十一月二十九日、上関茶洗隊を自主的に結成して吉見隊に属す(慶応二年三月六日夜、第二奇兵隊により弾圧、解体)。山代茶洗中も結成され磨懲隊に属すが詳しい結成年月日は不明である。天野御民の「諸隊編製」「防長回天史」によって、部落民隊、茶洗隊の概要を知ることができる。

維新団 慶応二年丙寅六月、四境の戦ヒ熊毛郡ノ屠勇(所謂穢多) 団結シテ四小隊ヲ組立テ、二三二分レ、遊撃隊ニ隸シ芸州口ニ出戦セルモノナリ、一番隊司令官篠原清一、荒木蔵之助、二番隊ハ永井平之進、三番隊ハ幡辺義雄、四番隊ハ岩井権右衛門ナリ

一新組 慶応二年寅丙六月、四境之戦ニ佐波郡花浦之屠者ヲ造リ、御楯隊ニ附屬シテ芸州ニ出戦ス、時ニ之カ司令官タルヲ嫌フ者多シ、冷泉雅次郎自ら請フテ司令ト為ル、半隊長三木丑之助、大伍長時政亀蔵ナリ、亀蔵ハ三田尻ノ人ニシテ富豪ナリ、本隊組織ニハ最力ヲ尽シ、為メニチ金ヲ抛テリ

山代幸判茶洗中 茶洗ハ非人穢多ノ種類ナリ、一隊ヲ為シタルモノナリ、人員四十四名、伊藤太郎隊長タリ、五月十二日ヨリ八月五日迄出スト山代部署記録ニ見ユ(何ノ年カ詳カナラス)

『諸隊編製』(傍点前田)

これによると一新組の司令官になり手がなかったのを冷泉雅次郎(天野御民)が自らかってでたというのは、やはり、「討賊始末」にながれる吉田松陰の人権意識が受けつがれていたのであろう。

従来、部落民諸隊と言えば「屠勇隊」という名称で語られていたが、『防長回天使』『諸隊編製』には「屠勇」という言葉は出てくるが、「屠勇隊」という隊の名称は出てこない。

次に維新団規則⁽²⁵⁾をみると、

一、各々其分限を相弁へ、弥以謹慎を專一とし、陣中は勿論、惣して諸人ニ対し無礼不当之処業あるへか

儀可申さる事

- 一、農町家におゐて買掛り、又は少しニても押掠かましき儀厳禁之事
- 一、酒宴高声等堅停止之事
- 一、竹木採用併漁獵一切禁制之事
- 一、火盜之用心肝要たるへき事
- 一、団中願筋之儀も有之節は、其小隊々々肝煎之者より頭役人之相達し可申候、決して無筋内願申出ましき事

右之条々堅可相守候、若令違背者於有之は可為曲候事

丙寅

五月

この規則の一番の狙いは、第一条の「各其分限を相弁へ、弥以謹慎を專一」とする点にある。文久三年の「屠勇取立」の時には「穢多之名目被差除」かれるはずであったが、維新団等の部落民隊を見ていると、それが名目のみのおわっていることがわかる。「分限を相弁へ」ということはエタという「分限」を弁へることを意味していたのである。

第二に考えられることは、第三、四、五条中に見られる維新団員の戦闘能力に対する警戒と、エタの兵隊が兵士として規律ある行動がとれるのかどうかという不信がこの作

らず、若し見答候様之事せしむるにおいては、此度可如厳科事

一、団中物静にして法度を相守り、互に深切を尽し、喧嘩口論堅禁止之事

一、進退かけ引之儀は、一切隊中之差図を可請候、自然我儘之働き、又ハ憶病軀之振舞せしめ、頭役人之号令を待さるものは可加厳罰事

一、敵間を不計、狼に暴発し、或は敵を見ざるうち退足建候ものは、即時厳罰可申附事

一、夜軍之節、敵身方を不弁、狼ニ放発せしめざる事ニ付、兼て相定置候制度通り、少も花美之出立堅停止之事

一、各所持之器械、暫時も身をはなすまじき事

一、陣門外出之儀、堅差留候、尤無抛用事之節ハ、頭役人え申出、聞届之上差免すへき事付リ、隊用之外夜行停止之事

一、遠見番、又は人改候処、屋夜山野併陣所辺之廻番、篝火焚き、不寝番等、夫々交代をもつて苦勞をいとわす無怠可相勤事

付リ、其外格別骨をり候事柄、又は不自由之儀候といへとも、能々勘弁せしめ、決して勝手ケ間布(敷)

成者に存在したのであろう。とすれば、この規則の作成者が部落民ではなく「平人」であったと考えられる。又、維新団の各小隊長が下級の兵士であったことよりみても維新団の結成が部落民自らによるものでなく、上から結成されたものであるといえる。

しかし、上から結成されたものであっても、維新団員が軍服を着、刀をさし、戦場において他の諸隊よりも活躍することが解放闘争の一形態であり、人民闘争の一角をなすものであった。その名の維新、一新に示されるように。

部落民諸隊の動向

維新団、一新組、山代茶洗中などの諸隊が参加し、もっとも活躍したのは四境戦争(大島口、芸州口、小倉口)での芸州口の戦闘においてである。慶応二年(一八六六)六月、芸州口では、井伊氏、榊原氏など譜代大名を中核とした幕府の精鋭軍が迫りよったが、長州藩は遊撃隊を主力とする諸隊兵がこれを迎え撃った。

芸州口の戦いは維新団の戦いぶりが有名であるが、維新団は遊撃隊に附属していたので遊撃隊の動きを中心に追ってみると、次のようである。

慶応元年(一八六五)五月、都濃郡須々方を移動した遊撃隊は玖珂郡高森にはいった。本陣は大梅山通化寺であ

り、指揮官は石川小五郎（のちの河瀬安四郎）であった。現地で輸送隊員として（上）久原の住民にも参加呼びかけが始まった。

当時の久原地区は土農工商のわく外に置かれ、土地も生業も持つことを厳しく禁じられて、わずかに畜殺と下働きのみで生計の道をたどっていた。呼びかけに応じて四十一人の参加があったと伝えられているが、これは、当地のエタ年寄が為三郎であり、二番小隊の肝煎為三郎と一致するので、維新団二番小隊である。為三郎を肝煎とする四十一人はそろいの筒そで黒服、黒塗りのカサに身を固めて毛利幾之進の本隊に従った。「出陣の日、彼らは見送る地区民に『生きては帰らぬが犬死はしない。必ず敵の数人はやっつける働きを示すのだ』と誓って出かけたという。為三郎は日頃は気の弱い男なのに肝煎として出陣後は見違えるように落ち着き、よく隊を率いて活躍した。小瀬川口で散兵前の点呼でも緊張にふるえる兵士を前に『まさまよ、まさまよ立て——筒』とやって落ち着かせ、士気をわかせたという。

慶応二年（一八六六）六月十四日黎明、長州軍の遊撃隊、地光隊、衝撃隊及び維新団四小隊は、防芸国境の小瀬川を渡って芸州領に侵入する。中津原を本営として、維新団一番、二番小隊は二手に分れて上流を渡り斥候として玖

ノ坂に登り、維新団三番、四番小隊は中津原よりその前面の山路を通って大竹村東北にある鍋倉山西南部へ向う。大竹に陣をかまえていた幕軍は小瀬川対岸（長州領）の和木村を攻めるべく川上の方へ二大隊で旗をあげ、鼓をうって堂々と進んできた。ここで、遊撃隊七番小隊と戦火を交え、幕軍は長州軍の左側の山（上田山か）に登ろうとするが、先に登っていた遊撃隊四番小隊から下射をうける。この時既に大竹には火の手があがっており、上田山を守ることでできなかった幕軍に対して、維新団三番、四番小隊は鍋倉山の南部の山に現われ、幕軍に対して射撃をあげせ、乱れた幕軍を油見村に敗走させる。これを遊撃隊四番小隊が追いうちをかけ、遂に幕軍油見賢徳寺の本営を奪う。

玖ノ坂に登っていた維新団一番、二番小隊らは、登ってきた幕軍と交戦して玖ノ坂を占領する。維新団三番、四番小隊も遊撃隊六番小隊と共に小方を通って黒川山に至る玖波の東山から黒川山にむけて幕軍が砲撃してきたが、遊撃五番六番隊は海岸を進み、維新団は本道より進攻して幕軍を破り、遂に玖波を奪い火を放ち、中津原へ凱旋した。幕藩体制のもとで権力機構の中核にあった井伊、榊原などの譜代大名が、それらの権力者によって被差別身分とされた者に敗れたというのは歴史の皮肉と言うべきであろうか。

十五日、遊撃隊は小方に本営を移し、幕軍の敗報を聞いて紀州総督の老臣水野大炊頭が二十日市を出発し玖波にむかい、幕軍陸軍奉行竹中丹後守は歩兵を率いて芸州大野に迫ってきた。

十八日夜、遊撃隊は大野を襲い、維新団三番四番小隊は分れて松原口（松ヶ原ともいう）より幕軍を攻撃する。維新団四番小隊は幕軍の本営である大野村荘屋の山上において、四十八坂よりくる味方の部隊を待っていたが、合流できず、十九日夜明けと共に維新団三番小隊は本道を進み山中で敵三人を撃殺して、無数の敵を呐喊して斬り大野に迫ったが、幕軍を迎撃のかまえを見せたので小方へ帰陣、この戦闘において維新団員姓名不明才言が負傷し、二十日死亡。その他、手負七人。

二十五日再び長州軍は大野を攻め、維新団一番、二番小隊は、四十八坂口にむかい、同三番、四番小隊は側面の松ヶ原へむかった。山上に現われた維新団三番、四番小隊は、大野村へ攻めいる遊撃一番小隊が幕軍の砲撃を受け苦戦しているのを見て、山を下り海岸の堤防によりてこれを助けた。これらの闘いにもかかわらず、大野を陥すことができず小方に帰陣する。

その後、戦争は膠着化して来るが、この戦況を打開するための援軍として、防府方面に駐屯していた御桶隊とその

付属の一新組が七月十五日に芸州小瀬川口に着陣、戦列に加った。

七月二十八日、長州軍、大野へ進んで幕軍と交戦。御桶隊は本道に二小隊、左右の山に各二小隊を配置。一新組も左手の山に陣取る。この戦闘で一新組隊員重吉が負傷。

八月二日、幕軍は松原口、四十八坂の両路より長州軍に攻撃を開始。維新団一番、二番小隊は八坂口にて戦い、一新組は玖波の東、数ヶ所に地雷火を敷設し、幕軍に恐れられた。幕軍は長州軍の攻撃を察知し、進路をかえ、八坂より東大野に連なった幕軍は立錐の余地のない程の軍勢で充滿した。これらと長州軍と一進一退の攻防をくりかえすが、長州軍は退却し、玖波西北の砲台にたてこもる。維新団二番小隊は海岸より進んで玖波の幕軍を攻撃、幕軍も兵が疲れていたため玖波に火を放ち退却した。

維新団三番、四番小隊は松原口左側の山で幕軍の攻撃に備えた。午前八時、幕軍は大挙して大野口より兵を三手に分けて攻め込んできた。維新団は山に登り小銃を連射し、幕軍もこれに応戦、この時、遊撃隊四番小隊が山を一直線に駆けおり、御桶隊五番小隊も急援してこれを敗走させる。夜半幕軍は退却。この日、維新団員即死一人、手負は一人。或いは手負四人とも。

その翌日（八月三日）、幕軍の一中隊が玖波より進攻し

てきたが長州軍の攻撃にあり、幕軍は林の中に潜み、海岸より大野にむけて進攻を開始、松ヶ原の維新団三番、四番小隊は山を登り、玖波の幕軍を攻撃しようとするが、既に幕軍は退却した後であった。

八月七日、玖波の松原口及び明石より、大野、宮内の幕軍を夜襲するべく、御楯隊、遊撃隊は出発し、維新団一番小隊は大野本道を進んでいった。風雨の激しい中、攻防戦が展開されるが幕軍の防戦も強く、長州軍は進むことができず本道切通口まで引きあげる。この時、本道まで幕軍は大挙して進んできており、遊撃隊は幕軍の抵抗にあり本道にたどり着くことができなかった。

三方を幕軍に囲まれ、長州軍は必死の闘を展開し四十八坂まで退却し、未の亥(午後二時)松ヶ原、玖波の両所に退却。維新団三番、四番小隊は松ヶ原の石瀑山上に進み、一新組は本道を進んでいった。これらの先には幕軍の兵營、砲台が築かれており、守備は堅固であった。長州軍は敵陣地に迫り、鉄砲の使用を禁止し、接近戦、刀のみを武器として幕軍砲台を攻めるべく夜半に松ヶ原を出発し、荒天候の中、何度も道に迷いながら、御楯隊は大野口に攻め入ろうとし、遊撃隊は右側の山の砲台へむかった。しかし、これを察知した幕軍によって、大木を道に倒すなどの抵抗をうけ、猛烈な銃撃に合い、進むことができず午後、

全軍、松ヶ原に引きあげた。この戦闘にて、一新組某、重創をうけて病院にて死す。

一方、芸州口の戦いのうち明石口では山代宰判の茶洗が従軍し、特に七月二十七日の明石口斥候場の戦いでは二名が戦死した。山代地方の茶洗の従軍は、本郷村茶洗十八人が八月八日まで、小川添谷村茶洗三人が七月三日から八月九日まで、四馬村茶洗二人が六月二十五日から八月四日まで従軍した。国助(小川添谷村)と清太郎(下畑村)は、後に米五俵をそれぞれ下賜された。

芸州口の戦争は、長州軍の優勢のうちに終ったが、この闘いにおいて維新団の働きはめざましいものがあり、『浦野日記』慶応二年六月十七日付の条にも、

一、熊毛垣之内穢多人數百七拾人位、遊撃軍之先手江罷出、殊ニ強壯之者計ニて敵中え何の支りもなく入込働も高名仕候事

とあって、その働きの素晴らしさが察せられる。維新団が長州軍の「先手」、先頭に出て闘ったという事は、はたして維新団員らの意志として出たものが、あるいは「先手」に出るようしむけられたのかどうかかわからないが、たとえしむけられたものとしても、全く問題にしないほどの活躍が行われたのであった。日頃の差別、鬱屈にくらべると何でもないことであつたかも知れない。この維新団の活躍は

いうまでもなく、部落解放を求めるエネルギーの爆発であった。軍監河瀬安四郎の六月十六日付の報告書に「維新団之働驚眼事に御座候」とあり、又、六月十九日付の報告書には、

岩国にても初は維新団之事余程八ヶ間敷申立居候処、大勝利を得候後は何も閑き丁寧反復御影にて新港其外免患杯言を尽して諸事心配仕候

という事態、すなわち、戦争には岩国にてえたの隊(維新団)に対して「八ヶ間敷」つまり差別的言辭を弄する者がいたのであるが、勝利の後には丁寧にくり返し、維新団のお陰で岩国港などが戦火を免かれたなどと、言葉をつくして「諸事心配仕」るというようになったのである。これこそ維新団の命がけの闘いによって勝ちとった、たとえ一時のものであるにせよ、「解放」そのものであったのである。

当時、長州藩の「御密用聞次役」であつた横村正直(半九郎)は四境戦争において、大島口、芸州口の各戦場や民情の視察に活躍し、茶洗や部落民諸隊について言及したものが見出せる。近年、布引氏の研究で、部落民諸隊の活動と解放令を結ぶものとしてクローズアップされているものの横村正直である。役目柄被差別部落民と接する機会も多かったであろう。彼の報告書の一つを見ると、

熊毛才判上久原村穢多中、維新と申名目ニ而四小隊取立相成居候処、当度小瀬口にて被召仕熟れも相働キ候由、且亦頭取勝次郎と申者、兼而稽古方引立鉄砲買入等二付而も余程遂心遣時情克弁人万事行渡り、渠等ニ而ハ稀成もの之由尚
亦死人怪我人等左之通相聞候

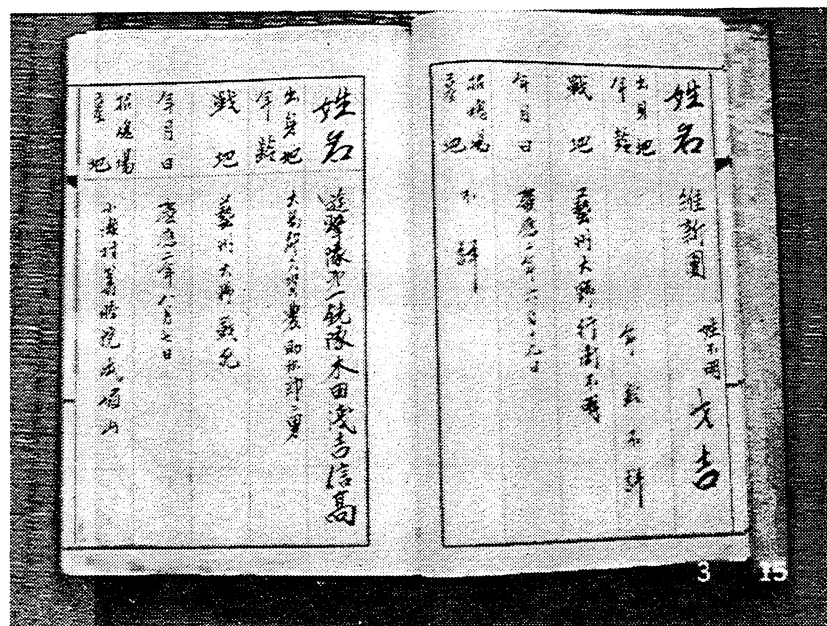
右六月十九日戦争之節深手ニ而即死

才吉
文助
当蔵
秀五郎
文左衛門
仲次郎
宇吉
玉次郎

右同日手負々全快可仕模様之事由

熊毛才判御所務方ノ手子
山下新兵衛組
道源預

この報告書によると、勝次郎なる人物が鉄砲を買ってく



維新団、一新組と招魂場

文久三年の「屠勇取立」においては「穢多之名目被差除」かれるはずであったが、実際はどうであったのか不明である。幕末の戦争において死亡した人々はほとんどが招魂社に祀られるのが普通であり、奇兵隊戦死者には有名な桜山招魂社があるが、維新団や一新組の隊士が死亡しても招魂社には祀られることがなかった。死んでもなおかつ差別が待っていたのである。

遊撃軍の本陣であった通化寺に所蔵されている『遊撃軍戦死者名簿』⁽³⁾には、六月十九日、芸州大野で負傷し、二〇日死亡した維新団員姓名不明才吉については、他の遊撃隊士の招魂場が明らかなのに対して、招魂場不詳となっており、おそらく意図的に招魂場には祀られずに排除されたのであろう。

七月の軍艦木梨連の遊撃隊戦場者に関する報告書には、初めに遊撃隊死傷者の氏名、位階、死傷場所等を三十名にわたって詳細に書き連らねた後に「外ニ、維新団七人、右、六月十九日於大野手負」と氏名を書かないで一括して扱い、遊撃隊士とは差別した報告がなされている。又、九月の木梨連の報告書は、死亡傷者を「士分」、「下分」、「又家来」および「維新団」の四つに分類して記載している

るといふ。藩政府より鉄砲が配給されるにも関わらず、どうして高価であつたらう鉄砲を購入してくるのであろうか、

報告書中にも二人の人物に注目したい。まず勝次郎なる人物である。これは維新団二番小隊肝煎為三郎の実兄で、牛馬骨交易の抜荷にて財をなした人物である。部落の上層の勝次郎をして鉄砲を購入させた理由は何か、もちろん、その背景として経済力の上昇は見落とすことができない。維新団員でない彼が維新団に託すものは「解放」であったにちがいない。それはとりもなおさず、上層部をも含めて部落の共通の願いでもあった。一〇〇軒につき選ばれた五人の若者に部落の思いがこめられていたのであろう。戦争という形態をとりつつも、そのめざすものは「解放」であった。

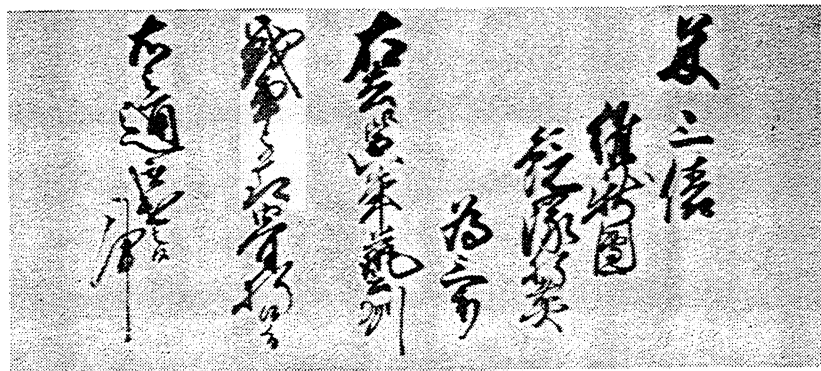
もう一人は山下新兵衛なる人物である。彼は屠勇取立方に任せられた吉田稔麿の属した足軽組（山下新兵衛組）の頭であり、稔麿と榎村が多少たりとも面識があつたとも考えられる。そうすると、やや短格的であるが、松陰↓稔麿↓部落民隊↓榎村↓解放令と考えられないこともない。ただしそれを結びつける資料がないので、私の希望的観測であるが、吉田稔麿という人物と部落民諸隊はやはり結びつくものがある。

さらに同月の御楯隊に関する木梨連の報告書は、御楯隊の戦死者の氏名、位階を記入した後「同隊屠卒者老人」と記している。この屠卒者とは明らかに一新組の隊員である。「尊攘事跡例伝」⁽⁴⁾中に見える御楯隊戦死者の記事を見ると、同隊戦死者を招魂場に埋葬する事が記されているが、そこに注記として「但、屠卒不在此例」とあり、一新組が招魂社に祀られなかったことがわかる。さらに又、御楯隊戦死者九名の氏名、戦死場所、日付、年令が列記された後に、「一新組某、一新組者花浦之屠卒也、附屬於我隊也、某八月七日大野之戦被重創、後死於病院、時年若干」とあって氏名も年令も記載されていない。これは招魂場に祀られないと同様に、明らかに差別の存在を示している。

これに対して、山代の茶洗は年令も姓名もわかり、招魂社にも埋葬されている。これはエタと茶洗の差別の深淺を示している。同じ維新の業に倒れた者でもこうした差別があった。又、エタや茶洗が団結するのをおそれた藩当局が差別と分断を持ち込んだとも考えられる。

このように、生命をかけた戦いとその見返りとしての差別に対して、維新団や一新組の隊員を送り出した地区の人々がどれほどくやしき思いをしたのか、彼らが期待した新しい時代は来なかったのである。

第二次幕長戦争（四境戦争）が終った後に、部落民諸隊



米三俵
維新団
銃隊肝煎
為三郎
右去ル寅年芸州
戦争之節骨折候ニ付
右之通被遺之候
事

加した若者達がエリートで、「穢多」身分からの上昇で、その活躍が解放闘争ではないとの批判がある。

言うまでもなく文久三年の「屠勇取立」は藩政府より出され、被差別部落民の軍事利用を目的とするものであって、部落解放を目的としたものではない。いわば部落民諸隊は上から結成されたのである。藩政府、稔磨ともに被差別部落民の潜在する解放を求めるエネルギーを利用しようとする意図があったことは事実であろう。しかし、利用しようとする藩側の意図と部落民諸隊に参加した部落の人々の主体的あり方は別に論ずるべきではないだろうか。

この「屠勇取立」に定められたおよそ一村一〇〇軒につき五人という選抜方法は他の諸隊、とりわけ奇兵隊に見られる「有志の者」の隊の選抜方法に比べるるとかなり厳しいと言える。やはり部落民兵士に対して藩権力が警戒していたのであるが、その反面、軍事利用をしなければならぬという矛盾もはらんでいるが、幕末という動乱の時代がそうさせたのではないだろうか。勇氣、才智、早道、強壯という四項目の条件を兼ね備えた者のみ部落民隊に参加することが可能であって、決して部落の一部上層部のエリートのみが参加したのではない。

四境戦争終結後、維新団に参加した若者達が「士分取立」を拒否し、部落の共有財産となる山林五ヘクタールの

は解放したようである。山代茶洗中は八月九日までに分散した。維新団、一新組の解散の正確な日付は不明であるが、部落民諸隊は、たとえ上から編成されたものであっても、部落解放をめざす反封建闘争としての性格をもっていたがために、藩権力にとっては、そのまま永続させておいてよいものではなかった。それ故にこそ、部落民諸隊は解体させられたのである。

また、故郷に凱旋した維新団員を迎えた村人たちは浴道各所に緑の杉門を建てて歓迎したという。伝承によれば褒賞として士分取立か山林五ヘクタール(玉蔵地区)か、どちらかを取るようにと二者択一を迫られ、士分取立という新たな差別を持ち込まれるのをきらい、山林の方を取ったと言われる。実利のない士分取立よりも、部落の共同利益となる山林の方を取ったのであろう。そして、維新団二番小隊肝煎が三郎に藩政府より米三俵が下賜された。藩政府をして米三俵を下賜させるほどの華々しい活躍をしたのである。又、戦死した維新団員の若者の墓は今なお「軍神の墓」として同地にある。

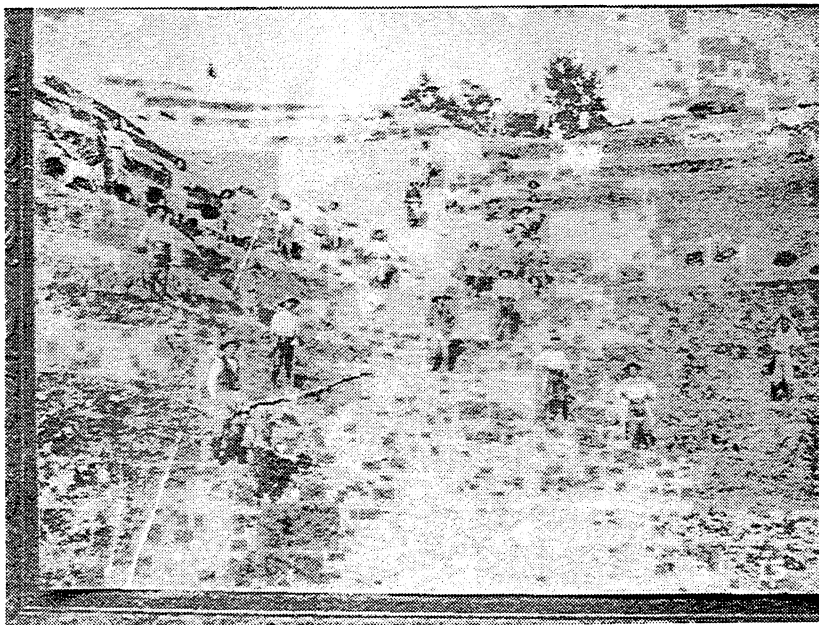
部落民諸隊の評価

以上、私なりに部落民諸隊の足跡を追い、解放闘争として位置付けてきたつもりである。しかし、部落民諸隊に参

「王蔵」地区を選んだことを見るなら、この批判は的を得ていないであろう。エリートなら自らの立身出世の為、士分取立を選んだはずである。維新団発祥の地、上久原では、現在でも部落の共同墓地の入口に戦死した維新団の墓を「軍神の墓」として祀っている。部落の人々が身分上昇のための一部のエリートをどうして祀るのであろうか。

現在における解放闘争(運動)と当時の解放闘争では意味が違う。差別が合法的とされてきた当時においては、武士と同じ服装、刀をさすこと、武士以上に勇敢に闘うことが「解放」だったのである。(それ自体、多くの制限をうけたので)「」つきの解放とする。(しかし、その活躍が解放闘争であると証明する実証的資料は少ないが。

部落民諸隊が利用されたことは事実である。しかし、もともと封建制(身分制度)を憎むことの多かった部落の人々が単なる上からの郷土防衛意識のみで編成されるのである。維新団、一新組に参加した若者達には、部落の人々の共通の願いである「解放」が託されていたのである。利用された面のみ強調し、その活躍が身分上昇のための手段と把える批判は、部落の人々の「解放」を願う心情を理解しえないものである。部落の立場に立って部落史を把えることがはたして歴史の客観性を失うことになるのであろうか、単に権力に利用された走狗なら「屠勇隊」という俗称



でしかなかったろう、その名の「維新」「一新」が他の諸隊の名に比して時代の先進行くものであり、部落の思いがこめられていたのである。

維新団そして済美同盟会

ここに一枚の写真がある。かなり赤茶けてはいるが鮮明で、数十人の若者達がくわやすきを持ち山の丘陵部を開墾している。この写真の裏には「玖珂郡高森村字玉蔵砂防工事ノ現況実写」と書かれている。

大正九年（一九二〇）、上久原において融和運動団体である済美同盟会が結成された。指導者は玖珂郡高森村立高森尋常高等小学校にて教鞭をとる訓導河村恵之、彼は大正六年から八年間の同校在職中、県下最大の被差別部落であり維新団員を多く送り出した部落に居住し、昼は学校にて教鞭をとり、同部落の中にある分教場主任として活躍し、夜は未開の分野であった社会教育を担った。

また、維新団員から直接聞き書きをとり「維新団の戦場往来の猛者進中の方々と生前知遇を得て、度々招かれ夕食を共にし、親の如く親しく当時の状況を滋茶をすすって、夜更くるを知らず、爐を囲んで興味深く聞いたものである。（谷間の白百合）」と自らの同和教育の奮闘録「一如来現」「谷間の白百合」に書きおさめている。

彼は部落の生活上のため自らの土地を売却してその費用にあてた。大正八〜九年にかけて、部落住民の勤労心の向上と協調心の育成のために荒地の開墾を提唱し、その収益を部落の児童、生徒の就学援助資金、経済援助金等の財源とすべく奔走する。

その教育開墾の候補地に選ばれたのが、維新団練兵場跡地の固有地であり、開墾に携わる若者達に対して「この土地は君たちの先祖の命がけの闘いによって藩政府よりもらったものである。」と教育の材料とし、部落の誇り、郷土の誇りとして教育している。河村氏の「一如来現」にもこの「字玉蔵」の教育開墾に関して「特に現在萩原泰治氏の勞を謝す」と書かれている。この萩原泰治氏は維新団二番小隊肝煎為三郎の妻子である。萩原氏に代表される村の若者達が快く荒地の開墾を引受けたのは、維新団を出した部落の人々がその活躍を郷土の誇り（言葉を交えていうなら解放闘争）としてうげとめていたからであろう。これは維新団の活躍が、部落の上層部、一部のエリートによる身分上昇の手段でなく、部落の共通の願いが託された解放闘争であったのである。この教育開墾された「字玉蔵」は現在も部落の所有の土地である。

(1) 山口県教育委員会編『山口県同和問題関係史料集』（近世）

山口県教育委員会 一九七九年所収「水平新聞」一八三〜六頁

(2) 田中彰『幕末の長州』所収「匿名書」中公新書 一九八二年 九〇頁

(3) 古川薫『高杉晋作』創元社 一九八二年 一四四頁

(4) 中原雅夫『奇兵隊始末記』一九七三年 新人物往来社 四八頁

(5) 古川薫『長州奇兵隊』創元社 一九七二年 四八頁

(6) 前掲『奇兵隊始末記』 四九頁

(7) 寺尾五郎『革命家吉田松陰』徳間書店 一九七三年 三二二頁

(8) 前掲『奇兵隊始末記』 五一頁

(9) 徳富蘇峰編『公爵山県有朋伝』原書房

(10) 前掲『山口県同和問題関係史料集』所収「奇兵隊日記」一〇七〜八頁

(11) (12) 山口県教育会編『吉田松陰全集』岩波書店 一九三五年 第四卷

(13) 田中彰『明治維新の敗者と勝者』日本放送出版会 一九八二年 四三頁

(14) 東京大学出版会『周布政之助伝』東京大学出版会 一九七七年 二六八頁

(15) 福本椿水『松陰余話』山口県人会 一九六五年 一三四頁

(16) 前掲『松陰全集』所収「東北遊日記」

(17) 同右所収「回顧録」

(18) 前掲『山口県同和問題関係史料集』所収「諸隊編製」一

- 一九頁
- (19) 布引敏雄『長州藩部落解放史研究』三一書房 一九八〇年 三六九頁
- (20) (21) 野史合『維新史料叢書』所収「干城隊始末」(天野御民) 一八六〜八頁
- (22) 奈良本辰也『高杉晋作』中公新書 一九八一年 一七八頁
- (23) 奈良本辰也『部落はなぜ残ったか』明治図書 一九八三年 五六頁
- (24) 東行先生五十年祭記念会『東行先生遺文』民友社 一九一六年
- (25) 芝原拓目『明治維新の権力基盤』御茶の水書房 一九七二年 二六一頁
- (26) 前掲『山口県同和问题関係史料集』所収「長夜の寝言」 九九頁
- (27) 同右所収「御国御手当惣論」 九九頁
- (28) " " 「海防事」 一〇〇頁
- (29) (30) " " 「吉田家文書」 一〇〇頁
- (31) " " 「部寄」 一〇五頁
- (32) " " " 一〇五〜六頁
- (33) 前掲『長州藩部落解放史研究』所収「諸取集記録」二 三六五頁
- (34) 前掲『山口県同和问题関係史料集』所収「時政亀蔵覚書」 一一一頁

れたものかも知れないが、いずれにしても部落の所有権が主張できるものであった、そうでなければ開墾云々の話ではなかったであろうから。

あとがき

国鉄若国駅から岩徳線がんとくに乗りかえると五つ目に周防高森駅がある。駅を降りると維新団発祥の地、周東町しゅうとうである。今年三月同地を訪れた時はうす雲りであった、維新団員を送り出した部落を訪れ、上久原の福祉会館にて、まだ活字になってない維新団関係史料を見せてもらい、「風雪百年」で紹介されている「軍神の墓」を見つけた時には、やはり論文を書く場合、現地を訪れなければならないことを痛感した。

私が山口を訪れたのは二回目である。今回の旅行にはひとつの目的があった。それは部落民諸隊の活動を解放闘争として自分なりにきっちりと整理して位置付けることである。去る三月十日の部落解放研究所の歴史部会にて報告させてもらうという機会を与えてもらった。私なりに整理して報告したつもりであったが、前に述べた御批評をいただいた。はっきり言って、私にもっとも欠落していた点であったと思う。だから、今回山口へ行ったのは、その批評に對する批判としてこの論文を書くために行ったといつても

- (35) 同右所収「諸隊編製」 一一九頁
- (36) " " 「維新団規則」 一一二〜四頁
- (37) 末松謙澄『修訂防長回天史』 九八七〜九九七頁
- (38) 朝日新聞山口支局編『風雪百年』／回天の夢勇猛「維新団」の肝煎、萩原為三 三一五〜七頁
- (39) 前掲『山口県同和问题関係史料集』所収「浦靱負日記」 一六三頁
- (40) 前掲『修訂防長回天史』四境戦争一芸州口 所収六月十七日付河瀬報告 九九一頁
- (41) 同右所収六月十九日付河瀬報告 九九二頁
- (42) 榎村正直『雜載』毛利家文庫
- (43) 通化寺蔵『遊撃軍戦死者名簿』
- (44) 前掲『山口県同和问题関係史料集』所収「中島日記之内芸州口戦記」 二六三頁
- (45) (46) 前掲『長州藩部落解放史研究』所収「尊攘事跡列伝」 二八九頁
- (47) 文書の名前はないが、上久原の福祉会館に所蔵されている。これは布引氏の教示によるもの。
- (48) 前掲『山口県同和问题関係史料集』所収「谷間の白百合」 一八九〜一九〇頁
- (49) 「字玉蔵」は、「維新団練兵場跡地」で「具有地」であるという説と四境戦争の功に對してもらった土地であるとする説と二とおりあるが、「土地をもらった」というのは伝承なので、幕末にももらったものが、地租改正時に具有地に變更さ

過言ではない。この論文を書き終えた今、私なりに部落民諸隊の活動が解放闘争であったと結論付けることができたと確信している。

明治維新をどうとらえるかが、部落の歴史を学ぶ上で非常に重要で、色々と論争もさかんであるが、その明治維新のかけに隠れながらも、精一杯解放をめざして闘った部落民諸隊がいたことを忘れないでほしい。水平社宣言がいみじくも言っているように、部落民諸隊に参加した若者も、「自由、平等の渴仰者であり、実行者」であったろう。他の諸隊に比べてより多くの制限をうけながらも、勇敢に闘った若者達はいかにも日頃の鬱積を晴らしたことであろう。解放を信じて闘ったにも関わらず、死してなお他の諸隊士と差別され、招魂場に葬られることもなかった。こうした多く無名戦士の上に築かれているのが明治維新であらう。私の論文がその彼らへの鎮魂になってくれることを切に祈るものである。

最後に、私の卒論の延長でしかない拙稿を研究紀要に載せていただいた部落解放研究所と、地元山口より直接、間接的に御教示、資料の提供をいただいた布引敏雄先生に心よりお礼を申し上げます。